

独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金制度について

○この給付型奨学金制度は、原則返還義務のない奨学金です。

平成31年度に大学等へ進学希望の人が申し込めます。

高校3年生だけでなく、高等学校を卒業後、2年以内の人も対象となります。

(ただし、過去に大学等へ入学したことがある人を除く。)

○申込みを希望する人は、下記の推薦基準を確認の上、平成30年6月29日(金)までに申し出てください。

○制度の詳細については、学生支援機構のホームページを参照してください。

【奨学金の制度(給付型)】

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

平成30年度 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

富山県立富山総合支援学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。ただし、推薦されても採用候補者にならない場合がある。

（１）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

- ① 市区町村住民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（２）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

② ア～エのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、（i）か（ii）のいずれかに該当する

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

エ：在学中に積極的に資格を取得し、その努力が認められる

（i）：調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する

（ii）：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

③ 以下のいずれかに該当する

ア： 評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある

イ： 進学先での学修に対する意欲が認められる

(3) 人物について

以下の全てに該当すること

① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある

② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている

③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

(4) 選考について

選考に当たっては、学力及び資質の状況、障害や疾病の状態並びに家計の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）

② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）

③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）

④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）

⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）

⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

(補足)

給付奨学生採用候補者選考委員会は、以下の者により構成する。

校長、教頭、事務(部)長、教務主任、学部主任、進路指導主事、当該学年主任、その他校長が必要と認める者